

影向寺遺跡と橘樹官衙遺跡群

東京医療保健大学 三舟隆之

I. 影向寺遺跡の概要

現在の影向寺は「稲毛薬師」とも呼ばれ天台宗の寺院ですが、寺域に「影向石」と呼ばれている塔心礎が現存し、寺院遺跡（影向寺遺跡）が存在します。とくに官衙遺跡である千年伊勢山台遺跡（橘樹郡家）が周辺に存在し、古代の橘樹地域を考える上で、非常に重要な遺跡です（栗田 2017）。このような古代寺院と官衙遺跡は、神奈川県では小田原市下曾我遺跡（足下郡家）と千代寺院跡、茅ヶ崎市西方 A 遺跡（高座郡家）と下寺尾廃寺跡（下寺尾官衙遺跡群）などがあり、古代の地域社会を知る上での格好の遺跡です。

(1) 遺構

影向寺遺跡では、寺院建築に特徴的な版築技法を用いた 2 棟の基壇建物が検出されています（川崎市教委 1981）。さらに影向寺下層建物群（SB0080/0126）は評家段階の建物群で、建物主軸方位が西に 40 度傾き、千年伊勢山台遺跡の I 期建物の方位と同じです。

影向寺遺跡の創建は、推定金堂跡から出土した単弁八葉蓮花文軒丸瓦 1A・B 形式から 7 世紀（以下 C と略）後半と考えられています。後述する「无射志国荏原評」の文字瓦からも少なくとも 7 C 末には存在していたと思われます。その後、橘樹官衙遺跡群 II 期（8 C 前半）で郡家が成立します（川崎市教育委員会 2016）。

塔心礎が現存していて、塔の創

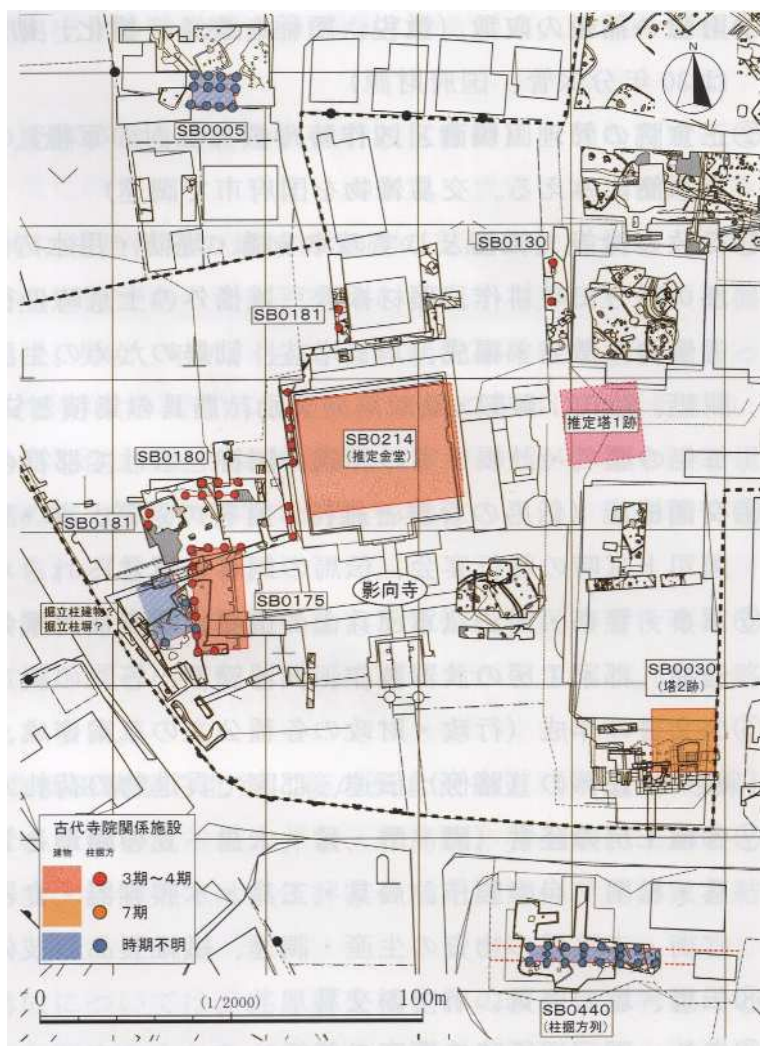


図1 影向寺遺跡主要遺構配置図

建は8 C前半と考えられてきましたが、近年の発掘調査から再検討の余地がありそうです。したがって、伽藍配置などは不明です。また8 C中頃には武蔵国分寺期の軒丸瓦3A/B形式によって、推定金堂の改築・整備が行われたと考えられています。その後の補修は武蔵国府系の瓦で行われ、9 C後半～10 C初頭には衰退したと考えられています。

(2) 遺物

出土した遺物では、軒丸瓦1A/B形式は山田寺式の単弁八葉蓮花文軒丸瓦があり、創建は7 C後半から末と考えられています。

図2は軒丸瓦1B形式で、単弁に^{しょう}子葉を持つ山田寺式軒丸瓦の特徴を持ちながら、外縁は川原寺式の^{きょしもんえん}鋸歯文縁であるのが特徴です。また出土した「无射志国荏原評」の文字瓦から、国評標記が一般化する天武12(683)年から文武4(700)年までの間に瓦葺建物造営が始まった可能性が高いと思われます。その他「都」という文字瓦も出土しています(村田1993)。



図2 影向寺遺跡出土軒丸瓦

II. 屯倉から郡評制の成立へ

橘花屯倉は武蔵国造の乱との関係から王権に献上された屯倉と考えられますが、このような贖罪型屯倉の一つに伊甚屯倉があります。『日本書紀』安閑天皇元年(534年)4月1日条によれば、^{しよくざい}内膳卿^{いじみ}の膳臣大麻呂^{あんかん}が勅命を受けて使者を遣し伊甚に^{たま}珠を求めたところ、伊甚国造らは京に着くのが遅れた上、期限を過ぎても珠を納めなかったため、怒った膳臣大麻呂は国造らを捕らえて尋問しました。^{くのにみやつこ}国造の稚子直らは恐^{わくごのあたひ}れて春日皇后の後宮の寝所に逃げ込み、みだりに後宮に入った^{ちんにゆう}闖入罪も加わり、その贖罪のために春日皇后に伊甚屯倉を献上しました。『書紀』には「^よ因りて伊甚屯倉を定む。今分かちて郡として上総国に^つ属く」とありますので、その領域は夷隅郡のみならず、^{はにゆう}埴生郡や^{ながら}長柄郡にもおよぶ広大な屯倉であったと推測されています(前之園2007)。

夷隅郡には古代寺院の岩熊廃寺があり、発掘調査で基壇建物などが検出されていますが、伽藍配置などの詳細は不明です。出土する軒丸瓦は三重圏文縁素弁八葉蓮花文軒丸瓦で、段顎の三重弧文・四重弧文軒平瓦が出土し、7 C末から8 C初頭の創建と考えられ、影向寺遺跡と大体同じ時期の創建です。伊甚屯倉は、その後律令制下では

上総国夷隅郡になり、屯倉から評（郡）になり古代寺院も存在する点は橘花屯倉・橘樹郡と似ています。

「国造本紀」によれば国造の数は120から130ほどです。大化改新はそれまでの国造制を解体する大きな政治変動で、律令制下の郡の数が約五百五十五とすると、評制の施行によって国造の領域は細分化され、国造がそのまま評司に任用されたとしても新たに多くの評司を任用しなければなりません。国造とその後の郡名と一致するのがその6割でしかないという事実は、在地豪族に大きな動揺を与えたことは想像できます。新興豪族が台頭してくる中、伝統的な勢力を有していた国造系の在地豪族は、自己の勢力を維持することの困難さに直面していたと思われますが、屯倉を管掌していた豪族たちもそのまま評（郡）司になる例もあったと思われます。

『日本書紀』大化元年（645）八月庚子（かのえね）条の東国国司詔の一部には、

若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・県稻置に非ずして、^{はじめ}輒く詐り訴^{たやす}へて言さまく、『我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む』とまうさむは、汝等^く国^{にのみこともち}司^{いつはり}、詐^{まま}の随に便く朝に牒すこと得し。審に実の状を得て後に申すべし。

とあり、郡領に任官される場合、祖先の時から国造・伴造・県稻置としてその地域を治めていた者が優先されていることを示す一方、在地豪族の中にはそれを偽って任官しようという者が現れて混乱を招いていることがわかります。

Ⅲ．評郡家と寺院—影向寺遺跡と橘樹郡家跡の関係

大化改新以後の評制施行によって評（郡）家が成立しますが、一般に郡家の構造と機能は、郡庁^{ぞうし}・曹司では儀礼・饗宴・文書行政が行われ、正倉は徴税のための施設であり、館^{たち}・厨^{くりや}は給食、駅家・津などでは交通管理がおこなわれ、その他手工業生産や祭祀のための施設を伴うものです。一方寺院は仏教的儀礼、すなわち仏への礼拝・經典の転読・講読や写経、僧尼の宗教的活動などを行う場です。

寺院と郡家の関係では、下野^{じょうほうじ}・浄法寺廃寺と那須官衙遺跡、上野^{かみうえき}・上植木廃寺と三軒屋遺跡、寺井廃寺と天良七堂遺跡^{てんらしちどう}、下総^{おおはた}・竜角寺と大畑Ⅰ遺跡などの例を見ると、郡家跡より寺院遺跡の方が先行して造営されていると思われます。寺院が郡家より先行して造営される例は、ほかにも岐阜県弥勒寺官衙遺跡群などの例があります。一方、周辺に寺院が存在しない郡家遺跡の例では、武蔵・豊島郡家跡（御殿前遺跡）や都筑郡家跡（長者原遺跡）などがあります。

影向寺遺跡下層遺構（掘立柱建物 SB0080）の時期は7C第3四半期で、橘樹郡家遺跡の評段階の役所である「評庁」と考える説もありますが、影向寺遺跡を造営した豪族居宅とも考えられます。一般に自らの居宅を寺院に改修した場合は、「捨宅寺院^{しゃたくじいん}」と呼ばれます。川原宮と川原寺や豊浦宮と豊浦寺の関係が該当するかもしれません。このような寺院遺跡の下層に掘立柱建物が存在する例は、群馬県山王廃寺や静岡県^{さんのうはいじ}

ちくりんじはいじ

竹林寺廃寺などの例があります。大化改新以後、郡家の造営は律令制の地方支配を示すものと重要視されていますが、寺院の造営も在地に大きな影響を持つものであるため、いち早く造営が開始されたのでしょう。

中でも下総・竜角寺は埴生郡にあり、竜角寺と供給瓦窯である竜角寺瓦窯・
ごとまきがようせき
五斗蒔瓦窯跡から出土する文字瓦には「麻布」「玉作」などの郷名瓦が見られ、それらは埴生郡内の郷に相当すると考えられています。しかし一方では「加刀利」という文字瓦も出土しており、香取郡香取郷の可能性が考えられます。すなわち^{いんぱ}印旛国造の領域を分割する形で印旛・埴生評が成立し、竜角寺は国造の本拠地である印旛評ではなく新たに分置された埴生評に創建されました。その後さらに埴生評から香取評が分割されたことが知られます。一方の印旛国造の本拠地である印旛評には、7C後半段階では竜角寺のような寺院跡は見られません。このように7C後半の地方寺院は、新たな立評を契機に国造の本拠地でない地域にも造営されたと考えられます（三舟2003）。

IV. 「无射志国荏原評」文字瓦と知識



図3 「无射志国荏原評」文字瓦

その橘樹官衙遺跡群の造営者ですが、「无射志国荏原評」文字瓦がヒントになりそうです。先述したように、橘樹官衙遺跡群は橘樹評（郡）にあります。そこにどうして多摩川の川向こうの荏原評の記名瓦が来たのでしょうか。「无射志国荏原評」という国名から評名まで記す表記方法は、都城跡出土の貢納荷札木簡に多く見られます。しかし、律令制による貢納制と同じ関係が武蔵国内の荏原郡と橘樹郡に存在したとは思えません。このことは生産窯跡や律令制による貢納関係によるものではなく、大化前代から続く在地支配関係（橘花屯倉？）を基に、影响寺廃寺を造営した在地豪族の私的な労働力編成の結果、この

文字瓦が供給、或いは寄進されたのではないのでしょうか。地方寺院の中には地方行政単位の成立の枠を超えて、大化前代の勢力圏をベースとして寺院が造営されている例もあり、こういう仏教信仰を共通する共同体を「知識」といいます。

群馬県高崎市山名町に所在する^{かないさわひぶん}金井沢碑文では、神亀三年（726）に^{みやけ}三家氏を中心に郡を越えた同族者たちが仏教信仰の知識結をして、血縁共同体の結束を強化したことが知られています。

(碑文)

上野国群馬郡下賛郷高田里
三家子口為七世父母現在父母
現在侍家刀自他（池）田君目頼刀自又児加
那刀自孫物部君午足次 瓢刀自次乙瓢
刀自合六口又知識所結人三家毛人
次知万呂鍛師礪マ君身麻呂合三口
如是知識結而天地誓願仕奉
石文

神龜三年丙寅二月廿九日

碑文の内容は「上野国^{くるま}群馬郡^{しもさぬ}下賛郷高田里」の佐野屯倉の子孫が「七世父母」と「現在父母」のために、三家氏を始め池（他）田君氏や物部君氏、礪部君氏らが合わせて九人が「知識」を結んで天地に誓願仕奉することを記しています。

碑文では明らかに2グループに分けて書かれていて、碑文の第1グループは知識結の中心となる三家氏のグループで、三家氏を中心に池（他）田君・物部君という6人の氏族が参加していて、血縁関係の家族と思われます。この他に三家毛人・知万呂という三家一族に礪部君が加わり、第2グループを形成しています。この内礪部君は^{かんら}甘楽郡^{いそべ}礪部郷が本拠地で、郡域を越えて群馬郡の知識結に参加しています。また君姓であることから、ここに登場する氏族は擬制的血縁関係も含んだ、^{かみつけぬのさみ}上毛野君氏を中心とする同族であると思われます。

先述した下総・竜角寺の例では、印旛国造の領域から埴生郡が分割され、さらにその後香取評が分割されました。同様な例では相模国^{しなが}の師長国造と足柄評の分割の例があります。^{よろぎ}余綾郡を本拠地とする師長国造の領域から足柄評（郡）が分立しますが、足柄評（郡）もその後上下に分割されました。足下郡高田郷の千代寺院跡には足上郡のからさわ瓦窯から郡界を越えて瓦が供給されていることがわかっていますが、近年

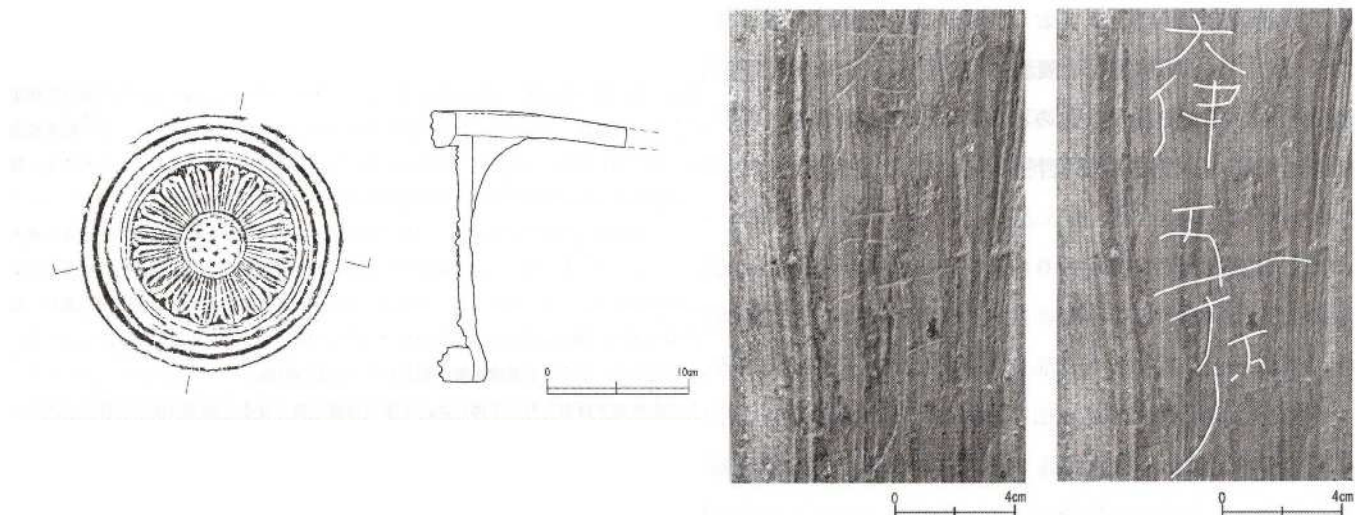


図4 千代寺院跡出土「大伴五十戸」文字瓦

千代寺院跡から発見された記銘軒丸瓦に「大伴五十戸」と記されていたことが判明されました（山路 2009）。「大伴五十戸」は『和名抄』の郡郷名に見える足上郡伴部（ともべ）郷と考えられます。千代寺院跡は足下郡高田郷に所在しますので、評の分割後も前代の地域的関係が遺存していたことが瓦の供給関係からも明らかです。したがって足柄評は師長国造の領域から独立し、評成立後さらに上下に分割されたものと思われます。

参考に、『万葉集』に見える荏原郡・橘樹郡の氏族分布（表 1）をあげました。『万葉集』巻二十には、橘樹郡に「上丁（かみつよほろ）物部真根」とその妻の「^{くらはしべのおとめ}棕椅部弟女」の名が見え、荏原郡にも「^{さかん}主帳物部歳徳」とその妻「^{くらはしべのとじめ}棕椅部刀自売」の名が見えます。荏原郡と橘樹郡は同じ氏族が存在し、婚姻関係を結んでいるのです。多摩川中・下流域の古墳には共通性も見られという指摘もあり（村田 2010）、荏原郡と橘樹郡は隣接する郡であることもあって氏族構成は近いものがあったと思われます。「无射志国荏原評」文字瓦の存在は、その同族関係から影向寺遺跡を中心として共に仏教信仰を結んだのでしょう（三舟 2013）。

表 1 武蔵南部氏族分布

郡名	郷名	氏族名	出典	備考
荏原郡		物部広足	万葉集 二十	上丁
		物部歳徳	万葉集 二十	主帳
		棕椅部刀自売	万葉集 二十	妻
橘樹郡		物部真根	万葉集 二十	上丁
		棕椅部弟女	万葉集 二十	妻
		飛鳥部吉志五百国	続紀 神護景雲二年	
		巨勢朝臣屎子	三代実録 貞観十四年	節婦顕彰
	橘樹郷	刑部直国当	調庸布墨書 天平勝宝八年	
都筑郡		服部於田	万葉集 二十	上丁
		服部皆女	万葉集 二十	妻

このように影向寺遺跡や下総竜角寺・千代寺院跡の文字瓦から、寺院の関係範囲は必ずしも 1 郡の中で収まるものではなく、隣接する郡にも前代からの関係が遺存していたことがわかります。このような郡域を超えた関係が認められる寺院を「郡寺」と呼ぶことが妥当でないことはすでに明らかで、郡を超えたネットワークは、大化前代の国造制段階からのものであると思われます。律令制が施行されて評（郡）制になっても、旧来の在地共同体の関係を簡単に断ち切ることはできず、血縁を基盤とする仏教信仰がそのネットワークを遺存させた可能性があると思われます（三舟 2017・2020）。

V. まとめ

影向寺遺跡と橘樹郡家跡は、屯倉の設置やその周辺の馬絹古墳などの歴史的環境を含めて、古代の寺院と官衙の成立を考える上で貴重な遺跡です。報告者の見解では、以下のように考えています。

橘花屯倉はその後橘樹評（郡）に発展したと考えられがちですが、実は橘花屯倉も伊甚屯倉と同じように、周辺の荏原郡や都筑郡などに及ぶ広大な屯倉だったのではないのでしょうか。屯倉の献上や評の分割を経て、大化前代の橘花屯倉の管掌者は大化改新の後新たに郡（評）司として任用されました。馬絹古墳を造営した頃橘樹評にも仏教が伝わり、自らの居宅を780～790頃に寺院（影向寺遺跡）として造営したと思われます。

影向寺遺跡からは「无射志国荏原評」の荏原郡だけでなく、都筑郡を表すと考えられる「都」という文字瓦も出ていますので、8Cには都筑郡からの瓦の寄進もありました。古代の仏教はとかく国家鎮護的性格を持つ国家仏教の性質が強調されますが、一方仏教信仰の本質的な性質として、祖先に対する追善供養や前世の罪を悔いる懺悔の性質もあります。この橘樹郡の郡司も、自らの祖先を祀って仏事を行うことによって、地域の住民を「知識」として一恐らく強制的に一集め、地域の結束を図ろうとする一方、屯倉時代から続く血縁共同体の結束も図ろうとしたのではないのでしょうか。

このように大化前代からの同族関係から知識結を行った例は、群馬県金井沢碑文のほかに播磨国賀茂郡を中心とした「^{きたでら}既多寺知識経」の写経の例もあり、ここでも郡界を越えて写経に参加している氏族の存在が知られます。「无射志国荏原評」の文字瓦は、律令制の成立という側面だけではわからない古代の一側面を示してくれる貴重な歴史資料だと考えます。

【参考文献】

- 川崎市教育委員会 1981『川崎市高津区野川影向寺文化財総合調査報告書』
- 川崎市教育委員会 2014『橘樹官衙遺跡群の調査－橘樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古代編〕－』
- 栗田一生 2017「武蔵国橘樹郡家と影向寺遺跡」『古代東国の地方官衙と寺院』、山川出版社
- 前之園亮一 2007「上総」『日本古代史地名事典』、雄山閣
- 三舟隆之 2003「地方寺院造営の背景―七世紀後半の東国を中心として―」『日本古代地方寺院の成立』、吉川弘文館
- 三舟隆之 2013「地方寺院の性格―氏寺説から―」『日本古代の王権と寺院』、名著刊行会
- 三舟隆之 2016「影向寺遺跡と古代東国の郡家・寺院」『史叢』95
- 三舟隆之 2017「古代東国の仏教受容と寺院」『古代東国の地方官衙と寺院』、山川出版社
- 三舟隆之 2020「相模・南武蔵の国造と古代寺院の成立」『古代氏族と地方寺院』古代史選書35、同成社

村田文夫 1993 『古代の南武蔵―多摩川流域の考古学』、有隣新書

村田文夫 2010 『川崎・たちばなの古代史』、有隣新書

山路直充 2009 「「大伴五十戸」と記銘された軒丸瓦」『駿台史学』137号、駿台史学会

※写真・図版出典

図1 川崎市教育委員会 2020 『国指定5周年記念シンポジウム 橘樹郡誕生！～橘樹郡家・古代
影向寺どうしてここに？～』

図2 川崎市教育委員会 2021 『橘樹学連続講座 古代橘樹を知り、活用する!!』Ⅰ 川崎市遺跡リー
フレット②

図3 川崎市教育委員会 2014 『橘樹官衙遺跡群の調査－橘樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古
代編〕-』

図4 山路直充 2009 「「大伴五十戸」と記銘された軒丸瓦」『駿台史学』137号、駿台史学会